

公有財産の無償貸付けについて

次のとおり公有財産を無償貸付けするものとする。

令和6年2月28日提出

上越市長 中川幹太

名 称	上越市青少年野外活動施設（大潟野外活動施設）
所 在 地	土地 上越市大潟区四ツ屋浜 580 番地 1 外 84 筆 建物 上越市大潟区四ツ屋浜 581 番地 1 外
区 分	土地 保安林、畑、原野、山林、雑種地 建物 5 棟（中央管理棟、炊事場、トイレ、倉庫、東屋）
面 積	土地 35,523.00 m <sup>2</sup> 建物 186.98 m <sup>2</sup>
貸付けの相手方	上越市大潟区四ツ屋浜 574 番地 大潟観光協会 会長 近藤 誠一
貸 付 期 間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
貸 付 け の 条 件	貸付けする財産は、これまでの大潟野外活動施設を引き継ぐ市民共有の財産であることを認識した上で、キャンプ場及び市民等の憩いの場や自然体験学習の場として供するものとする。
備 考	上記のほか、附属物一切を含む。